

# 盛岡市立小・中学校 A I 型ドリル導入業務委託 公募型プロポーザル選考方法

## 1 選定委員会

(1) 盛岡市立小・中学校 A I 型ドリル導入業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）10(1) に定める選定委員会は、次に掲げる委員とし、委員は、要領10(2) に定める審査を行い、その結果を受けて要領10(3) に定める契約候補者等の決定を行う。

- ア 盛岡市教育部長（又は教育次長）
- イ 盛岡市教育委員会事務局参事兼学校教育課長
- ウ 盛岡市教育委員会事務局学校教育課指導主事
- エ 盛岡市小学校長会長の推薦する者
- オ 盛岡市中学校長会長の推薦する者

(2) 委員が、選定委員会に出席できないときは、代理人を指定できるものとし、書面で事務局へ提出するものとする。

(3) 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

(4) 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

(5) 選定委員会の事務局（庶務）は学校教育課とする。

## 2 参加資格審査

要領 8 に定める参加資格審査は、事務局が行う。

## 3 プレゼンテーション審査

要領11に定める企画提案・プレゼンテーション審査は、参加した事業者（以下「事業者」という。）から提出された企画提案書、価格提案書（見積書）及びプレゼンテーション資料（以下「資料」という。）に基づくプレゼンテーション審査により行う。

## 4 選定方法

(1) 審査は、事業者から提出された資料及び事業者によるプレゼンテーションに基づき、選定委員の配点により行う。

(2) 審査項目及び評価基準は別紙 3 のとおりとする。

(3) 選定委員の人数に 100点を乗じた点数を満点とする。なお、出席した選定委員の人数に60点を乗じた点数に満たない提案は失格とする。

(4) 各審査項目において、全ての選定委員が 0 点を付けた審査項目がある場合は、失格とする。

(5) 選定委員は、合計得点により事業者の順位を付ける。合計得点の上位 3 者まで順位得点（1 位：5 点、2 位：3 点、3 位：1 点）を配点する。

(6) 候補者の選定は、順位得点が最も高い者とする。

(7) 順位得点の総計が同点の場合は、選定委員の協議により優先順位を決定する。

## 別紙 2

- (8) その他選考に当たり必要な事項は、選考委員が協議して定める。